

支援センターだより
No. 1

税理士業務と成年後見制度

なぜ必要？

東北税理士会成年後見支援センター

(公益活動対策部)

東北税理士会では、平成24年4月2日に、成年後見制度を利用する方の支援を目的に「東北税理士会成年後見支援センター」を開設しました。

支援センター開設後4ヵ月が経過し、成年後見制度の利用をお考えの方、成年後見人等に從事しているまたは従事することを希望する東北税理士会会員の方からのご相談、問い合わせが増加しています。

そこで、今号から平成25年6月まで、11回にわたって成年後見制度を紹介するコーナーを連載します。

今回は、成年後見制度が必要とされる背景と税理士の使命等をお伝えします。

1 時代背景と税理士の使命
「今は元氣だけど、将来のことが心配。信頼できる人に相談しておきたい…」

厚生労働省の発表では、認知症などで支援が必要な高齢者数は、2010年には約200万人に達し、2025年には約300万人になると推計されています。

このように、介護や成年後見などの保護が必要な方が、あたりまえになる社会が目の前に来ています。

税理士は、税理士法第1条に規定する「税理士の使命」により高潔な倫理観と高度な専門性が求められています。また、財産管理及び税に関する専門家として地域に密着した業務を行い、さらに、納税者をはじめ多くの人々と日常的に接触し、その生

活にまで踏み込んだ様々な相談を受けています。

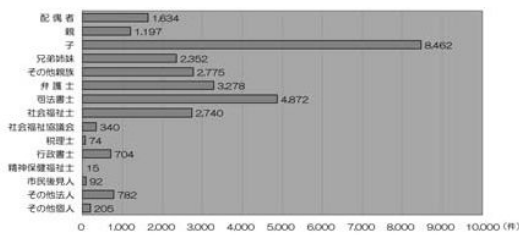
このような、税理士業務の実態を見れば、成年後見制度の担い手として、その信頼性は非常に高く、社会的にも大いに期待されています。

2 税理士業務と成年後見

(1) 第三者後見(専門職後見)が約半数に

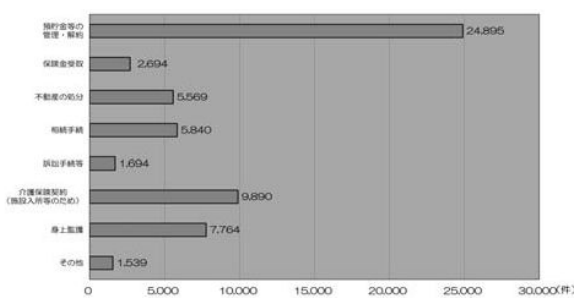
親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、平成23年1月から12月最高裁判所事務総局家庭局公表資料によると

成年後見人等と本人との関係別件数



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終了した事件を対象とした。
(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものの(29,522件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終了した事件総数(28,617件)とは一致しない。
(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
(注4) 弁護士、司法書士及び行政書士の数値は、弁護士法人123件、司法書士法人131件及び行政書士法人14件をそれぞれ含んでいる(税理士法人は0件であった。)

主な申立ての動機別件数



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監護人選任事件の終局事件を対象とした。
(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数(31,436件)とは一致しない。

全体の約44%(計13,102件)でした。その内訳は弁護士が3,278件、司法書士が4,872件、社会福祉士が2,740件、前年以前は数名だった税理士が74件と増加しています。

(2) 申立ての動機について

成年後見制度等を申立てする動機としては、預貯金等の管理・解約、不動産の処分、相続手続等の法律行為が必要なケースが増加しています。

具体的には、相続が発生した場合に相続人の中に認知症の方があるケースが考えられます。

このような現状を踏まえて、税理士による「社会貢献」として成年後見制度及び未成年後見制度への積極的な関与が期待されています。

3 税理士の社会貢献

昨年(2023年)の東日本大震災の影響により、後見を必要とする高齢者の増加、震災孤児の保護問題(未成年後見)など成年後見人等の担い手不足が問題になっています。

次号は、「任意後見」について紹介します。

「東北税理士会成年後見支援センター」は、成年後見制度の利用をお考えの方(一般の方、東北税理士会会員)のご相談を受け付けております。

詳しくはホームページ(「東北税理士会 成年後見」で検索)を参照して下さい。

高澤 圭一